

障害者雇用促進企業登録申請要領
(障害者雇用状況報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方)

本要領に従い申請願います。

本申請書及び添付資料で収集した個人情報については、審査にのみ使用します。

【受付時期及び有効期間】

対象	申請受付期間	左記申請受付時の有効期間
更新・新規事業者	6月1日から8月31日まで	10月1日から9月30日まで(1年間)
新規事業者	9月1日から11月30日まで	1月1日から9月30日まで(9か月)
	12月1日から2月末日まで	4月1日から9月30日まで(6か月)
	3月1日から5月31日まで	7月1日から9月30日まで(3か月)

※受付期間の末日が土日祝日の場合はその前開庁日

【電子申請の方法について】

申請は宮城県入札参加登録システム

(<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>) を使って行います。

操作方法については、ヘルプデスクにお電話ください。(050-3820-9928)

障害者雇用促進企業の更新と同時期に物品役務の入札参加資格の更新が必要な事業者の方

物品役務の入札参加資格更新の更新申請から御申請ください。

申請を進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、更新を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンして、PDF化したものを添付してください。

誤って更新以外を選択した又は更新を行わず、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

物品役務の入札参加資格の更新の受付期間外で、障害者雇用促進企業の更新が必要な方

変更申請から御申請ください。

ページを進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、更新を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンしてPDF化したものを添付してください。

誤って更新以外を選択した又は更新を行わず、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

新規申請の方

物品役務の入札参加資格の更新が必要な方は、物品役務の入札参加資格更新の更新申請からご申請ください。

物品役務の入札参加資格の更新の受付期間外の方は、変更申請からご申請ください。

申請を進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、新規を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンして、PDF化したものを添付してください。

登録の更新を希望しない方

変更申請から御申請ください。

ページを進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、辞退を押下し、申請を進めてください。

御申請いただいた場合、障害者雇用促進企業の登録は削除されます。

誤って辞退の申請を行い、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

【申請書への記入方法】

① 業種

業種を記入する。別表 2（要領 3 ページ目）に該当する業種の場合は表のとおり記載する。

② 資本金額

最新の資本金を記入する。中小企業者の範囲は別表 1（要領 3 ページ目）参照（大企業は申請不可。基準となる従業員数は法人全体の数）。

③ 障害者雇用状況報告書の提出の有無

「有」に丸をする。

④ 常用雇用労働者の数

報告書の「常用雇用労働者の数（ハ）」を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑤ 除外率

別表 2 の除外率表にある業種の場合、該当する業種の除外率を記入する（非該当の場合は 0）。

⑥ 基礎となる常用雇用労働者数

報告書の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を記入すること。
ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑦ 常用雇用障害者の数

報告書の「計」（常用雇用障害者の合計値）を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑧ 実雇用率

報告書の「実雇用率」を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分のみで算出した実雇用率を記入すること。

【添付物】

- ・ 障害者雇用促進企業登録申請書（様式第 1 号）
- ・ 直近の障害者雇用状況報告書（公共職業安定所が受付済のもの。電子申請の場合は審査完了通知または審査完了したことがわかる状況確認画面印刷も併せて提出。）の写し

直近の障害者雇用状況報告書の提出の代わりに 3.6%相当数の障害者手帳の全ページの写し及び常勤確認資料（※）の提出でも受付可

※常勤確認資料（下記書類のどちらか最新のものを提出すること。不要な部分は黒塗り可。）

・ 健康保険等の標準報酬決定通知書（発行元の印または到達番号（電子のみ）があるもの。個人の健康保険証等では不可）

・ 住民税特別徴収税額通知書（市区町村から事業者あて発行されたもの）

障害者手帳等の写しの提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、障害者本人の同意を得ること。

【【問合せ先・リンク】

◇入札参加登録システムの操作に関すること

宮城県入札参加登録システムヘルプデスク

TEL :050-3820-9928

Email:shikaku-miyagihelp@efftis.jp

平日 9:00~12:00、13:00~17:30 ※土日、祝日、年末年始を除く

※お問い合わせの前によくあるご質問をご覧ください

◇ 申請内容に関すること

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県 出納局 契約課 管理班 (行政庁舎 1 2 階)

TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

Email: keiyakml@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇宮城県入札・調達ポータルページ

<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>

別表 1 中小企業者の範囲（中小企業基本法第 2 条）

業種	資本金・出資総額	従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
製造業, 建設業, 運輸業ほかその他の業種	3 億円以下	300 人以下

別表 2 除外率の表

除外率設定業種	除外率(%)
林業（狩猟業を除く。）	25
金属鉱業	30
石炭・亜炭鉱業	40
建設業	10
鉄鋼業	10
非鉄金属第 1 次製錬・精製業	5
鉄道業	20
道路旅客運送業	45
道路貨物運送業	10
港湾運送業	15
貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5
郵便業（信書便事業を含む。）	10
幼稚園	50
小学校	45
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35
高等教育機関	20
幼保連携型認定こども園	50
医療業	20
児童福祉事業	30
介護老人保健施設	20
介護医療院	20
警備業	15
船員等による船舶運航等の事業	70